

新しい保険証を郵送 国民健康保険証

国民健康保険課
☎027・898・6250
(自動応答を24時間試験導入中)



電話自動応答についてはこちら

8月1日(木)から国民健康保険の保険証(兼高齢受給者証)が新しくなります。保険証の色は茶色です。現在使用している保険証は7月31日(水)まで有効。新しい保険証は7月下旬までに世帯主宛てに郵送します。

保険証が届かない場合は7月22日(月)以降に本人確認ができる物を持参し、市役所国民健康保険課か各支所、上川淵・桂萱・元総社・南橋・東市民サービスセンターに届け出てください。

国保税を特別な理由がなく1年以上滞納している世帯には、保険証の代わりに資格証明書を交付。その場合は医療機関の窓口でいったん医療費の全額を支払うことになります。後日、市役所国民健康保険課で保険給付分の受給を申請してください。

納税通知書を郵送 国民健康保険税

国民健康保険課 ☎027・898・6250 (自動応答を24時間試験導入中)

国保税納税通知書を7月中旬に郵送。国保税の課税は世帯単位で、納税義務者は世帯主です。世帯主が国保に加入していても、世帯に一人でも国保に加入している被保険者がいる場合は、世帯主宛てに納税通知書を郵送します。

納付方法は納付書や口座振替、年金からの天引きがあります。納付書が同封されていた人は、期限までに納めてください。なお、納付を忘れないために口座振替が便利です。申し込みは、通帳と届出印を用意して金融機関で申し込んでください。キャッシュカードを使ったペイジー口座振替受付サービスも利用可能です。

税率などは下表のとおりです。



● 国保税の軽減制度

〈非自発的失業者の軽減〉離職日時点で65歳未満の人が会社の倒産や解雇などの理由で離職後、失業手当を受給する場合、申告により前年給与所得を減額して計算します。
〈産前産後期間の軽減〉出産前後4カ月(多胎の場合は6カ月)分が軽減されます。本年1月以降の軽減期間が対象です。

申請に必要な書類など詳しくは、納税通知書

黄緑色の封筒で郵送 後期高齢者医療の保険証

国民健康保険課 ☎027・898・6253 (自動応答を24時間試験導入中)



電話自動応答についてはこちら

後期高齢者医療被保険者証

有効期限
交付年月日

被保険者番号

住所
氏名
生年月日
資格取得年月日
免 疫 期 日
一部負担金の割合

被保険者番号並びに被保険者の名称及び印

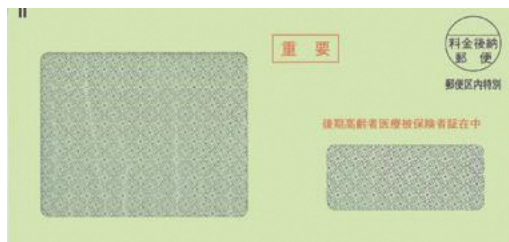
群馬県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療課
〒371-8601 前橋市大手町二丁目12-1
電話番号 (027) 236-7121

見本

8月1日(木)から後期高齢者医療の保険証が新しくなります。証の色は緑色です。現在使用している保険証の有効期限は7月31日(水)まで。新しい保険証は7月中旬に郵送します。

保険証が届かない場合は、7月24日(水)以降に本人確認ができる物を持参し、市役所国民健康保険課か各支所、上川淵・桂萱・元総社・南橋・東市民サービスセンターに届け出てください。

自己負担割合は、1割、2割、3割の3区分です。住民税の課税所得や世帯状況で判定しています。詳しくは保険証の同封物を確認してください。



決定通知書を郵送 後期高齢者医療保険料

国民健康保険課 ☎027・898・5955 (自動応答を24時間試験導入中)

後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に発送します。対象は75歳以上の人と、障害により同保険に加入する65歳から74歳までの人です。

納付方法は年金からの天引きや納付書、口座振替があります。納付書が同封されていた人は、期限までに納めてください。なお、国保税を口座振替していた人でも、新たに口座振替の申し込みが必要です。また、年金からの天引きから口座振替へ変更する場合も手続きが必要です。

● 保険料率と保険料上限額の改定

本年度は所得割率が10.07%に、均等割額が4万9,100円になります。保険料上限額は80万円です。保険料額は、決定通知書や同封物を確認してください。



に同封のチラシや、本市ホームページをご覧ください。

● 国保税の減免制度

収監や災害などの特別な事情で収入が著しく減少し、保険税を納付できないときは、申請により減免を受けられる場合があります。詳しくは問い合わせてください。



本年度国保税の税率と金額		
区 分	税率と金額	
医療給付費分	所得割税率	6.80%
	被保険者均等割額	2万4,600円
	世帯別平等割額	1万6,800円
	課税限度額	65万円
後期高齢者支援金分※	所得割税率	2.50%
	被保険者均等割額	1万3,200円
	課税限度額	24万円
介護納付金分 (40歳～64歳)	所得割税率	2.50%
	被保険者均等割額	1万5,600円
	課税限度額	17万円

※課税限度額が22万円から24万円に引き上げられました。

● 保険料の減免

災害などの特別な事情で収入が著しく減少し、納付できないときは、申請により減免を受けられる場合があります。詳しくは問い合わせてください。